

■ 改定の方向性について（説明資料）

景観形成の理念・基本方針

【上位・関連計画等との整合】

- 堺市基本計画 2025、堺市 SDGs 未来都市計画（2021～2023）、堺グランドデザイン 2040、堺市都市計画マスタープラン等が示す将来像を踏まえ、輝く都市・堺に向けた景観形成の方向性を示す。
- 持続可能性の追求、プロジェクト等による新たな価値、都市魅力、活力の創造、豊かな歴史、文化の活用、ともに創る（共創）などの観点を反映する。

【市民意向調査】

- 景観や景観施策について、市民から一定の認知はされている。
- 身近な景観が「良くなった」との実感が挙げられ、関係人口からも市内の景観に対して良好な印象で捉えられている。



【改定の方向性】

- 景観形成の理念は堅持しつつ、基本方針に上位計画等の方向性に即した観点を反映する。

地域別景観形成方針

【景観特性の現状の把握】

- 駅前等を中心に開発事業・公共事業等が実施され、市街地の景観の変化が見られた。今後も事業などが進行中、または計画中である。
- 景観上影響のある大規模建築物等の誘導や屋外広告物の誘導により、周辺への配慮等による景観形成が図られている。（景観上、大きな問題は生じていない）

【市民意向調査】

- 市民から、身近な景観（駅前や公園など）が「良くなった」との実感が挙げられており、引き続き地域別の景観形成について重視し、公園や緑、水辺や植栽など、身近なうまい景観の創出を期待する意見がある。
- 「活かしたい堺の景観」について、百舌鳥古墳群や環濠都市に加え、歴史・文化景観や市街地景観についても認知がなされ、引き続き大切にすべきとの意見がある。

【10年の成果】

- 環濠都市を中心として時代ごとに市街地を拡大してきた市街地形成の経緯から、本市の景観を7つの地域別に区分し、景観形成を図ってきた。その結果、駅前等で景観の向上が図られ、市民の身近な景観の向上への実感につながっている。
- 地域の特性を代表する「活かしたい堺の景観」が多様に分布し、市民らから一定の認知がされている。



【改定の方向性】

- 7つの地域別景観形成方針を大きく変更する景観の変化は生じておらず、引き続きその方針を継承し、地域の特性を踏まえた景観形成を図る。
- その上で、公共事業などによる面的な変化、開発等による景観特性の変化など、10年間の景観の変化を踏まえた時点修正を行うとともに、今後の景観の変化を想定した内容の充実を図る。

< 景観特性の現状把握調査 >

- 景観の変化等を把握の上、7つの「地域別景観形成方針」の点検を行うため、「この間の景観が大きく変化した地区」【過去】、「変化する見込みのある地区」【今後】、「活かしたい堺の景観」の点検の3つの観点から調査対象地区の抽出や現地調査等を行い、方向性を検討した。

【臨海市街地景観】

- ・戦後埋め立てられ、工場群による市街地形成が進む
- ・大規模工場の更新、公共施設やスポーツ施設等の立地が進む



⇒ 緑地・護岸整備等による広がりある景観、親水性を活かした海に開かれた景観が確認でき、引き続き工場等を中心とした景観形成を図る

【都心・周辺市街地景観】

- ・堺旧港・環濠都市の歴史的な市街地形成から、本市の都心として発展
- ・駅前・沿道を中心に更新が進む
- ・都心プロジェクトの構想



⇒ 新たな建築物や屋外広告物等によるにぎわいある景観が確認でき、都心プロジェクト等ともあわせ、引き続きにぎわいと風格ある景観形成を図る

【近都市街地景観】

- ・古墳群や集落地、田園等が形成され、戦后市街地が拡大
- ・住宅や工場など多様な市街地形成



⇒ 土地区画整理事業や都市計画道路整備による景観の向上が確認でき、引き続き住宅団地の更新や公園の活用等による、うるおいある景観形成を図る

【郊外市街地景観】

- ・集落地、田園等と郊外の住宅地や幹線道路沿いの市街地とが共存
- ・拠点・沿道の市街地形成が進む



⇒ 幹線道路沿道での拠点整備や商業施設の立地によりやや雑然とした建築物や屋外広告物が確認でき、幹線道路沿道での節度ある景観形成を図る

【田園景観】

- ・市街化調整区域内の集落地、田園等が丘陵地の裾野に広がる
- ・現在も農地が面的に残る



⇒ 田園集落のまちなみと開発による住宅地のまちなみが共存しており、引き続き農村景観や農地と調和した景観形成を図る

【丘陵市街地景観】

- ・丘陵地を開発した市街地で、住宅地や商業施設等が計画的に配置
- ・駅前施設や公的住宅の更新が進む



⇒ 駅前施設や公的住宅の更新による変化が連鎖的に生じる見込みであり、計画的な市街地景観を維持しつつにぎわいやうまい、魅力ある景観形成を図る

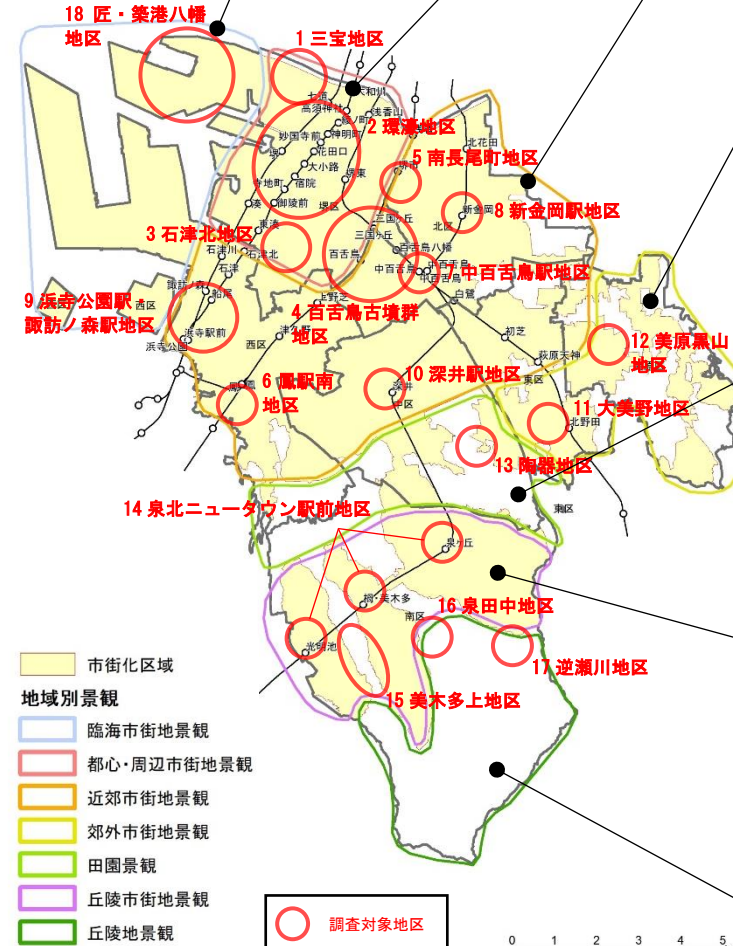
【丘陵地景観】

- ・豊かな自然環境が残る
- ・現在も農地・樹林地が面的に残る



⇒ 農地・樹林地の景観と開発による住宅地のまちなみが共存しており、引き続き景観に影響を及ぼす行為を抑制し、周辺の自然と調和のとれた景観形成を図る

7つの地域別景観と調査対象地区



景観形成の推進方策

【 全市レベル 】－ 全市における景観形成

【 景観計画の運用実績の把握 】

- 大規模建築物等の景観誘導、屋外広告物の景観誘導の実績を重ねてきたなか、窓口での運用上の課題が生じている。

<大規模建築物等の課題>

- ・ 定量・定性的な基準の解釈、新たな建築意匠・技術への対応など、運用上苦慮する点の改善が必要
- ・ 景観形成ガイドラインを更に有効に活用するため、より使いやすいものへ改定が必要
- ・ 事前協議をより効果的に行うため、指導内容の充実、景観アドバイザー制度の効果的な活用が必要

<屋外広告物の課題>

- ・ メディアファサードやプロジェクションマッピングなど、新技術を用いた屋外広告物への対応について検討が必要
- ・ 大規模建築物と屋外広告物が別々の申請となることから、一体的な景観配慮への誘導が必要

【 市民意向調査 】

- 市民から、身近な景観（駅前や公園など）が「良くなった」と評価されており、大規模建築物等の誘導によっても「景観が良くなった」と実感されている。
- 今後の景観施策として、公共空間の活用によるにぎわいなどが求められている。

【 政令指定都市等における景観政策動向の把握 】

- 景観計画を改定した政令市等では、時代潮流に応じた観点の追加、新たな技術への対応等が見られる。

【 10年の成果 】

- 景観上影響の大きい大規模建築物や屋外広告物を景観誘導することで、周辺に配慮した景観形成が進んだ結果、市民の景観の向上への実感につながっており、これらの制度が有効に機能している。

【 改定の方向性 】

- 実績を重ねたゆえの運用上の課題（具体的な配慮内容の明示、新技術への対応等）が挙がっており、時代潮流に応じた観点の追加、新たな技術への対応等も加味し、より使いやすい運用へと改善を図り、景観形成ガイドラインを改定する。
- 今後の駅前等のプロジェクト、公共事業の計画や活力ある景観形成への要請を踏まえて、引き続き公共事業等による積極的な景観形成を図る。

【 コミュニティレベル 】－ 市民・事業者主体の景観形成

【 景観施策の実施状況の把握 】

- 堺市景観賞の実施（R4年度で19回目）による良好な景観形成に資する物件や活動の顕彰や、景観協定・建築協定等による景観形成を促進している。

【 政令指定都市における景観政策動向の把握 】

- 近年景観計画を改定した政令市では、住民による景観形成活動を創出する仕組みが見られる。

【 10年の成果 】

- 市民・事業者に向けた普及・啓発により、景観賞等を通じて良好な景観形成の実例が積み重なってきた。

【 改定の方向性 】

- 引き続き、市民・事業者が主体となったさらなる景観形成へ、普及・啓発等を展開する。

【 地域・地区レベル 】－ 重点的に景観形成を図る地域

百舌鳥古墳群周辺地域

【 景観特性の現状の把握 】

- 景観地区の認定制度による戸建て住宅等を対象とした景観誘導、屋外広告物の許可制度による景観誘導により、古墳群に配慮した景観形成が図られている。（景観上、大きな問題は生じていない）



【 市民意向調査 】

- 市民からは、百舌鳥古墳群の景観が「良くなった」と評価がされている。事業者からも一定、景観形成の効果が実感されている。

【 10年の成果 】

- 景観地区の認定制度、屋外広告物の許可制度により、古墳群に配慮した景観形成がなされた結果、市民の景観の向上への実感につながっており、これらの制度が有効に機能している。

【 改定の方向性 】

- 引き続き、景観地区制度等による百舌鳥古墳群周辺地域の景観形成を図る。

堺環濠都市地域

【 景観特性の現状の把握 】

- 大小路筋沿いや大道筋沿いで共同住宅・商業施設の立地が主に見られ、大規模建築物等の景観誘導により、景観形成が図られている。
- 今後、都心のプロジェクト等が構想されており、景観の変化が生じる可能性がある。



【 市民意向調査 】

- 環濠エリア内で景観形成を図るべきという意見は多いが、一方で特性は多様であることから、何を重視すべきかについては意見が分かれている。

【 10年の成果 】

- 北部地区におけるまちなみ形成など、環濠都市の特性を活かした景観形成を進めてきた。一方で、環濠都市地域内では多様な景観の特性を有した市街地が分布している。
- 都心部であるがゆえに、建築物等の更新や都心プロジェクトの構想があり、今後、景観が変化する可能性はある。現状では大規模建築物等での誘導となっており、重点地域にふさわしい景観形成の施策が求められる。

【 改定の方向性 】

- 重点的に景観形成を図る地域としての位置づけを踏まえ、堺環濠都市地域の区域に基準を設定する。
- 大規模建築物等における景観誘導の強化を図るため、対象規模に中規模建築物を加える。（高さ10m超、地上4階以上、延べ面積500㎡超）
- 「歴史文化資源や歴史的まちなみと調和したにぎわいの創出による魅力と活力ある景観形成」の観点から、現行の大規模建築物等の基準を継承しつつ、地域の基準を設定する。
 - ・ 色彩 — 環濠都市の多様な景観特性を踏まえ、突出した色彩を避けるべく、ベースカラーとして用いる色彩の範囲は右表とする。
 - ・ 地域特性への配慮等 — 大小路筋や大道筋での連続する沿道景観への配慮
北部地区における歴史的まちなみ景観への配慮
濠沿いの開放感ある水辺景観への配慮など

| 色相 | 彩度 |
|--------|-----|
| 橙色系 | 6以下 |
| 黄色、赤色系 | 4以下 |
| その他の色相 | 2以下 |